

2017.4.3

CSR・ERM トピックス <2017 No1>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2017 年 2 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<事業継続>

○日本政策投資銀行が熊本地震における企業の業務継続に関する実態調査レポートを発行

（参考情報：2017 年 2 月 1 日付 同社 HP）

日本政策投資銀行は 2 月 1 日、「企業と地域の災害レジリエンス強化に向けて～熊本地震における防災・事業継続に関する実態調査～」を発行した。

本レポートは、企業の事業継続マネジメント（以下、BCM）に関して、事前対策の有効性に関する実例（活かされた教訓）や地震発生後において顕在化した課題と改善の方向性（新たな教訓）について、企業へのアンケートおよびヒアリング調査に基づきまとめたものである。アンケート・ヒアリング調査により、九州 7 県に事業所を置く 343 社の自動車・半導体関連事業者から回答を得た。

調査の主な結果は、以下の通り。

- ・ BCP を策定していた企業は 3 割弱であり、訓練の実施や施設整備等を通じて BCP の改善まで実施している企業は全体の 1 割にとどまった。
- ・ 自社の事業にマイナスの影響を与えた要因については「調達先の被災（48%）」、「供給先の被災（35%）」の割合が高く、サプライチェーン対策の重要性が浮き彫りとなった。
- ・ 社員の安全確保・安否確認、社内の情報伝達などに関する対策は有効に機能したとする割合が高い。一方で、機械設備への地震対策は不十分であった。
- ・ 取引先など他社との連携・コミュニケーション、支援の受入態勢について事前準備や訓練等の経験値の有無が現場対応力の差に表れた。

また、本レポートでは、調査結果で得られた知見を活かすためには、企業による以下のような取組が重要であるとしている。

- ・ 事業継続力を高める取組は、「長期利益へつながる将来への投資」ととらえて継続的に取組むこと
- ・ BCM の考え方を体得するために、実践的な訓練や演習の実施、災害経験者と協働する機会の創出等を通して経験値を積むこと
- ・ 「BCM は一企業で完結しない」という認識のもと、企業間・業界内でのコミュニケーションを深めること
- ・ 上記の観点を地域全体に広げ、地域経済全体のレジリエンス強化につなげていくこと

<個人情報保護>

○個人情報保護委員会事務局が報告書「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」を公表

(参考情報：2017年2月27日 同委員会 HP)

個人情報保護委員会事務局は2月27日、報告書「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」を公表した。

改正個人情報保護法（5月30日施行）では匿名加工情報の制度*が導入されるが、具体的な加工方法等は、認定個人情報保護団体の策定する個人情報保護指針等の自主的な運営ルールに委ねられている。

本報告書は、上記の自主的な運営ルールの策定や実際に企業が匿名加工情報を作成する際の参考情報（標準的な加工例や具体的な加工方法など）等を提示している。

例えば、特定の個人を識別できないような個人情報の加工方法として、下表のように想定されるリスクを踏まえた加工例を示している。

項目	想定されるリスク	加工例（「削除」は置き換えも含む）
1 氏名 マイナンバー パスポート番号 顔認証データ	それ自体で個人を特定できる	全部削除する
2 生年月日	他の情報との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある	・原則として、年か日の何れかを削除する。必要に応じて生年月、年齢、年代等に置き換える ・超高齢であることが分かる生年月日や年齢を削除する
性別		・他の情報との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある場合は削除する
住所		・原則として、町名、番地、マンション名等の詳細を削除する ・県単位や市町村単位へ置き換える
郵便番号		・下4桁を削除する
職業		・勤務先名を職種等のカテゴリーに置き換える
年収		・具体的な年収を収入区分へ置き換える ・超高収入の値を削除する
家族構成		・具体的な家族人数を人数区分へ置き換える ・詳細な家族構成を世帯構成区分（単身、親子、三世帯等）へ置き換える
3 携帯電話番号 クレジットカード番号 電子メールアドレス	本人にアクセス可能または直接被害をもたらす	全部削除する

「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」を基に弊社作成

また、クレジットカード情報、POS（販売時点情報管理）レジの購買履歴、自動車の走行データ、乗降履歴・移動履歴など、パーソナルデータが取り扱われる具体的な場面ごとに、取得することが想定される情報の種類と、それらの具体的な加工方法、加工後のデータのイメージも示している。

* 匿名加工情報の制度

個人情報を、“特定の個人と識別できないように加工した情報”について、一定のルールの下で本人の同意を得ることなく目的外利用・第三者提供を可能とし、事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータの利活用を促進しようとするもの。

匿名加工情報の利活用による事例として、例えば以下のようなこと期待されている。

- ①ポイントカードの購買履歴や交通系 IC カードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性
- ②医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビ等から収集される走行位置履歴等の情報を活用したより精緻な渋滞予測や天候情報の提供等により、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性

<CSR>

○ファーストリテイリンググループが「サステナビリティポリシー」と「ユニクロの主要取引先工場リスト」を公開

(参考情報：2017年2月28日付 同社 HP)

ファーストリテイリンググループは2月28日、同グループの「サステナビリティポリシー」と「ユニクロ主要取引先リスト」を公開した。

「サステナビリティポリシー」は、同グループのサステナビリティ実現のための取組推進指針を定めたもの。「サプライチェーン」「商品」「店舗・コミュニティ」「従業員」の4つの領域にわけ、以下の項目ごとに、同グループとしての具体的な行動指針や課題の解決目標を掲げている。

サプライチェーン	環境側面におけるポリシー	温室効果ガスの排出削減、化学物質管理、水資源の管理、廃棄物削減
	社会側面におけるポリシー	人権、労働環境のモニタリング
商品	商品ポリシー	原材料、動物愛護、商品の品質と安全性
店舗・コミュニティ	店舗設計とオペレーションポリシー	店舗でのエネルギー使用の抑制・削減、サステナブルな店舗建材・設備・消耗品
	コミュニティリレーションポリシー	コミュニティとの関わり
従業員	従業員エンゲージメントポリシー	機会均等と多様性の推進、従業員教育と育成、従業員の健康と安心・安全な職場環境

(同グループ「サステナビリティポリシー」より抜粋)

また、「サプライチェーン」に関するポリシーにおいて、「サプライチェーン全体の適正な労働環境の維持・改善に配慮する倫理的な調達を行うこと」、「サプライチェーンの透明性の向上に資する情報開示を行うこと」を宣言していることを踏まえ、ユニクロの主要取引先工場146社の名称および所在地を掲載した「ユニクロ主要取引先リスト」を公開した。

海外トピックス：2017年2～3月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<事業継続>

○フェイスブックが「コミュニティヘルプ」機能を発表

(参考情報：2017年2月8日 同社 HP)

フェイスブックは2月8日、災害・事故発生時に支援を必要とする人と支援を提供できる人など利用者間で連絡を取り合うことのできる「コミュニティヘルプ」機能を発表した。

同機能は、災害時に利用者間で安否確認ができる「災害時情報センター」*の機能を拡張する形で提供され、必要物資や支援の方法を簡単に発見できるよう、物資の種類や場所の情報が整理された形で投稿・閲覧できる仕組みになっている。

同機能は、地震やビル火災など、自然災害や事故災害などが発生した時に「災害時情報センター」機能と併せて起動**する。被災者は必要となる物資や避難場所、移動手段を探せるほか、支援が必要な物資や場所について投稿することもできる。また、支援を提供できる人は投稿内容を閲覧して、被災者へ直接メッセージを送り連絡を取り合うことができる。

同機能は日本やアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、サウジアラビアで提供され、今後は全世界で展開する予定としている。

*「災害時情報センター」機能

2011年の東日本大震災発生時、同社が緊急で作りあげた災害用伝言板機能をもとに2014年に発表されたもの。地震や台風などの自然災害が発生するとフェイスブックから利用者に安否を確認する通知が届き、利用者は自身の無事を入力することでフェイスブック上でつながっている友達や家族に自身の無事を知らせることができるほか、災害の影響を受けた地域にいる人の安否を確認することもできる。

2016年4月の熊本地震発生時には九州地方の一部で同機能が開設され、利用者の安否確認に活用された。

**「災害時情報センター」機能の起動

第三者機関であるアメリカ National Center for Crisis and Continuity Coordination (NC4) と iJET International が事故・災害の発生をフェイスブックに報告し、フェイスブックがその事故・災害に関する投稿のチェックを開始する。利用者の投稿が多数確認されるとフェイスブックが「災害時情報センター」機能の起動し、利用者に対し安否状況の発信を促す。

<人権>

○IOC がオリンピック開催都市との契約内容に人権保護・不正行為禁止を強化する条文を盛り込むことを改めて公表

(参考情報：2017年2月28日 IOC・HP)

IOC（国際オリンピック委員会）は2月28日、IOC会長と Sports and Rights Alliance*の代表らとの会合において、オリンピック開催都市との契約の中に人権保護、不正・汚職行為の禁止などに関する条件を盛り込むことを確認したことを公表した。

2024年以降のオリンピック開催都市は、オリンピック憲章を踏まえ、以下のような内容を契約に盛り込み、順守することが求められる。また、オリンピックの開催に係る企業や団体も、今後は当該都市との受注契約等を通じて以下のような内容の順守を求められることが想定される。

項目	内容
差別の禁止	国籍や人種、肌の色、性別、性的指向性、言語、宗教、政治的思想、国民性や社会性、貧富、出生などに係るいかなる差別も禁止する
人権の保護・尊重・救済	人権を保護・尊重し、人権に対するいかなる侵害も国際協定、法令・規制、国際基準などに準拠させる方向で救済する（国連のビジネスと人権に関するフレームワーク (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights) への準拠を含む）
不正・汚職行為の禁止	国際協定、法令・規制、国際基準などを順守し、いかなる不正・汚職行為もしない（実効性のある内部統制・コンプライアンス体制の構築を含む）
サステナブル活動の推進	「国連の持続可能な開発目標（United Nations Sustainable Development Goals）」を踏まえ、様々なサステナブル活動を推進する
その他の国際協定、法令・規制への準拠	各競技団体などにおける活動が、計画、建設、環境保護、安全衛生、労働条件、文化的遺産に関する様々な国際協定、法令・規制に違反しないように、関係機関と協力して必要な措置を講じる

*** Sports and Rights Alliance**

スポーツ組織や労働組合の主要 NGO 連合。国際的なスポーツイベントの意思決定権者に対して、イベントの誘致から、開発・実施・完了報告までの各プロセスにおいて、人権保護（労働者の人権を含む）、環境保護、不正・汚職撲滅が確保されるように働きかけを行う。2015 年に設立。Amnesty International、Football Supporters Europe、Human Rights Watch、the International Trade Union Confederation などの NGO が参加している。

<コンプライアンス>

○トランスペアレンシー・インターナショナルが世界腐敗指標（アジア編）を発表

（参考情報：2017 年 3 月 7 日トランスペアレンシー・インターナショナル HP）

汚職・腐敗防止活動を展開する国際 NGO のトランスペアレンシー・インターナショナルは 3 月 7 日、“ASIA PACIFIC-Global Corruption Barometer”（世界腐敗指標アジア編）を発表した。

“Global Corruption Barometer”とは、世界各国の人々の腐敗行為への認識や実体験に関する調査であり、2003 年から数年おきに行われている。今回初めて地域ごとに調査結果がまとめられ、アジア編のほかに「アフリカ編」、「中東・北アフリカ編」、「ヨーロッパ・中央アジア編」「アメリカ編」が作成されている（アメリカ編のみ未公開）。

アジア編では、16 の国・地域（オーストラリア、カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、日本、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム）からランダムに選ばれた約 21,861 人の成人男女に対して、2015 年 7 月から 2017 年 1 月にかけて調査が行われた。アジア地域は国によって多様な結果を示しているものの、主な傾向は以下の通り。

- ・ 腐敗行為が「減少傾向にある」と考える割合が調査対象者の 22%であるのに対して、40%が腐敗行為が「増加傾向にある」、33%が「変わらない」と回答した。
- ・ 半数の人々が自国の政府が腐敗行為防止のために「十分に機能していない」と考える一方で、41%は「十分に機能している」と回答した。

- ・ アジアにおいて過去 1 年間に公共サービスを利用するために賄賂を支払った割合は全体の 28%であり、実際には 9 億人が賄賂を支払ったことがあると推測される。
- ・ 過去 12 か月間に警察官と接触をもった人々の 30%が賄賂を支払っていた。
- ・ 腐敗行為を防ぐ最も有効な手立てとして、「当局に通報すること」と「賄賂の支払いを断ること」が挙げられた。
- ・ しかしながら、多くの人々は通報後の当局の対応を憂慮し、実際に賄賂を支払ったことがある人の 7%しか通報をしていない。
- ・ マレーシアとベトナムにおける腐敗行為が最も深刻な傾向を示す一方で、オーストラリアが最もクリーンと評価された。

日本では、過去 1 年に学校や病院、役所、警察、裁判所等に賄賂を支払った人の割合は 0.2%で調査対象国の中で最も低い一方で、調査対象者の約半数が警察、公務員、政治家等が「腐敗している」と回答した。

なお、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」には腐敗行為の防止も含まれており、同 NGO は本指標が各国の SDGs 達成に向けた計画策定の一助になることを志向している。

【 参考 】

“CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2016（腐敗認識指数）”における対象 16 ヶ国の順位

“CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2016（腐敗認識指数）”は、同 NGO が各国の公務員や政治家等の腐敗度を数値化してランキングしたものであり、1995 年から毎年行われている。

“ASIA PACIFIC-Global Corruption Barometer”の対象 16 ヶ国の順位は以下の通り（順位が低いほど腐敗度合が高い）。

順位	国名
13 位	オーストラリア
15 位	香港
20 位	日本
31 位	台湾
52 位	韓国
55 位	マレーシア
79 位	中国
79 位	インド
87 位	モンゴル
90 位	インドネシア
95 位	スリランカ
101 位	タイ
113 位	ベトナム
116 位	パキスタン
136 位	ミャンマー
156 位	カンボジア

（CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2016（腐敗認識指数）を元に弊社作成）

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

当社では、個人情報の管理については、施錠管理・システム上のセキュリティ対策など、情報の盗難・漏えい防止対策を中心に一定実施できていますが、営業秘密の管理については、具体的に検討できていません。営業秘密を管理する際のポイントを教えてください。

Answer

企業が保有している営業情報や技術情報、顧客情報等の営業秘密は、他社との差別化を図り、自社の競争力を維持・向上させるための貴重な資源です。営業秘密の管理にあたっては、そもそも営業秘密の盗難・漏えい防止対策を十分に講じることが第一ですが、加えて万が一流出してしまった際に、不正競争防止法による保護が受けられるように平時から管理を行うことが重要となります。そこで、本稿では、不正競争防止法における営業秘密の定義と、同法の趣旨を踏まえた営業秘密管理のポイントを解説します。

1. 不正競争防止法における営業秘密

(1) 営業秘密の定義

不正競争防止法では、営業秘密を以下の3要件をすべて満たすものとして定義しています。

- ①秘密管理性（秘密として管理されていること）
- ②有用性（有用な技術上または営業上の情報であること）
- ③非公知性（公然と知られていないこと）

上記3要件のうち、秘密管理性は企業における情報管理体制によって大きく左右されます。そのため、企業は、保有している有用かつ非公知の情報について、営業秘密として管理すべき情報を特定し、秘密管理性要件を満たすような管理を行うことが求められます。

(2) 秘密管理性要件

従来、秘密管理性要件については、どの程度の水準で管理対策を実施すれば認定されるのか裁判例によってばらつきがあるという問題点が指摘されていました。そこで、経済産業省は2015年に営業秘密管理指針（不正競争防止法による保護を受けるための要件などについての考え方を示したもの）を全面改訂し、秘密管理性要件を充足するための条件について、以下のとおり示しています。

秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が秘密管理措置によって従業員等（従業員や取引相手先）に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある。

つまり、営業秘密に対しては、当該情報に接することができる従業員等にとって、その情報が秘密だと認識できる程度の秘密管理措置を講じることが求められています。

秘密管理措置は、①営業秘密の一般情報からの合理的区分と、②当該情報が営業秘密であることを明らかにする措置で構成されます。

①営業秘密の一般情報からの合理的区分

企業の秘密管理意思の対象を従業員に対し明確に示すために、営業秘密を一般情報から区分することが求められます。

なお、区分にあたっては、紙を1枚ごとに営業秘密と一般情報に区分するなど、営業秘密と一般情報を完全に分離する必要はなく、自社において情報を管理する単位（紙媒体であればファイル、電子データであればフォルダ等）ごとに、営業秘密を含むのか、一般情報のみで構成されるものかを従業員が判別できるようにすることが求められています。また、営業秘密である文書を書庫に一括保管する、といった管理方法も秘密管理措置として許容されます。

②当該情報が営業秘密であることを明らかにする措置

営業秘密であることを明らかにする措置として、営業秘密管理指針では、媒体（紙、電子データなど）の選択、当該媒体への表示、当該媒体に接触する者の限定、営業秘密たる情報の種類・類型のリスト化等を例として挙げています。

秘密管理措置の具体的な内容・程度は、個人情報保護法上の安全管理措置と同様、当該営業秘密に接する従業員の多寡、業態、従業員の職務、情報の性質、執務室の状況など、企業の個別の状況に応じて異なるものであるとされています。また、「秘密管理性が認定されるための画一的な秘密管理措置の基準」は存在せず、不正競争防止法に関する個別事案の解決にあたっては、企業が講じている秘密管理措置を総合的に勘案したうえで秘密管理性の有無が判断されます。そのため、企業は、当該情報が秘密であることを従業員等が認識可能かという観点から、自社の状況に即した秘密管理措置を検討、実施する必要があります。

2. 企業における取組のポイント

(1) 営業秘密の洗い出し

まず、企業が保有している有用かつ非公知の情報の中から、営業秘密として管理すべき情報を洗い出します。網羅的に洗い出すためには、総務部や経営企画部等、営業秘密の管理を主管する部門のみならず、社内の各部門を洗い出しに参画させることが重要です。洗い出しの具体的な方法としては、主管部門が各部門に対しヒアリングを実施する、各部門が営業秘密をリストアップし主管部門が集約する、といった方法が考えられます。

洗い出しに先立って、どのような情報が営業秘密に該当するか、基準や具体例を示すことも、網羅的な洗い出しのために必要です。その際は、書類や電子データといった可視化される情報のみならず、顧客・取引先との会話から得られた情報など、「頭の中にしかない情報」も類型化して洗い出すように指示することがポイントとなります。

(2) 秘密管理措置の実施

洗い出した営業秘密に対して、秘密管理性が確保されているかを確認し、対策が不十分な情報に対しては秘密管理措置を検討、実施します。営業管理指針では、情報の媒体ごとに以下のような典型的な秘密管理措置を例示しています。

媒体	秘密管理措置
紙媒体	・ 文書、ファイルへのマル秘等の表示 ・ 施錠可能なキャビネット、金庫等への保管
電子媒体	・ 記録媒体へのマル秘等の表示 ・ 記録媒体の保管ケース、箱へのマル秘等表示 ・ 電子ファイル名、フォルダ名へのマル秘等の付記 ・ 電子データ上へのマル秘等の付記 (ドキュメントファイルのヘッダーへの付記等)

物件に営業秘密が化体している場合 (金型、新製品の試作品等)	・ 物件へのマル秘等の表示 ・ 金庫等への保管 ・ 扉への「関係者以外立入禁止」の貼紙の貼付 ・ 部外者の立入制限 (警備員の配備、ID カードによる入館制限等) ・ 営業秘密に該当する物件を営業秘密リストに列挙し、当該リストを物件に接触しうる従業員内で閲覧・共有化
---	---

(営業秘密管理指針を基にインターリスク総研作成)

また、従業員が体得した無形のノウハウや、従業員が職務として記憶した顧客情報等についても営業秘密となり得ます。ただし、従業員が「何が営業秘密となるのか」を予見できるようにすることや、職業選択の自由に配慮する観点から、原則として、営業秘密のカテゴリーのリスト化や営業秘密の文書等への記載など、営業秘密の内容を紙・その他の媒体に可視化することが求められることに注意が必要です。

情報盗難・漏えい防止対策を実施している企業であれば、営業秘密管理指針に例示されている秘密管理措置のうち、施錠管理等の対策は適切に講じられていると考えられますが、必要に応じて、情報に対して営業秘密である旨を表示する等の追加の対策を実施します。

また、営業秘密の管理について社内規程を作成することも有効な対策といえます。社内規程に盛り込んでおくべき項目として、以下が挙げられます。

- ・ 適用範囲
- ・ 対象となる営業秘密
- ・ 営業秘密に対して講じる秘密管理措置
- ・ 管理体制（主管部門・管理責任者等）
- ・ 秘密保持義務
- ・ 規程に違反した際の罰則

(3) 従業員への周知・徹底

営業秘密となる情報の範囲や取り扱いについての認識を深めるために、従業員に対する教育・研修を実施します。これらを実施することで、不正に営業秘密を流出させようとする従業員が「営業秘密であることを知らなかった」といった言い逃れを防止する効果もあります。

また、営業秘密を取り扱う従業員に対して、秘密保持契約を締結することも有効な対策です。締結するタイミングとしては、入社・採用時、退職・契約終了時、在職中に取り扱う情報の種類や範囲が大きく変わるタイミング（プロジェクト参加時、昇進時等）等が考えられます。秘密保持契約の締結にあたっては、秘密保持義務の対象となる情報をできる限り明確化することがポイントとなります。

業種・規模に関わらず、すべての企業が自社の競争力の源泉となる営業秘密を保有していると考えられます。また、昨今、日本企業の海外進出増加、M&A、雇用流動化等を受けて営業秘密の漏えいリスクは増していますが、日本企業のリスク対策は十分追いついていないとは言えません。自社にどのような営業秘密があるか、その秘密をどの程度きちんと管理できているか、今一度見直したうえで、営業秘密管理の観点から情報管理体制の強化に取り組まれることが推奨されます。

以 上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社的リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017